

第

4590
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 10月 16日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 非上場株式の相続税の納税猶予

Q：相続財産のうちに非上場株式がある場合、相続税の納税猶予の適用が受けられる制度があるようですが、どのような流れになるのですか？

A：次のような流れになります。

【解説】

相続税の納税猶予制度とは、社長の後継者である相続人が、相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人（先代社長）から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等（一定の部分に限られます）に係る課税価格の80%に相当する相続税額が猶予されるという制度です。

この制度を受けるには、次のような手続きが必要です。

- ①相続開始前に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社が計画的な事業承継に係る取組みを行っていることについての「経済産業大臣の確認」を受けます。
- ②相続開始後申告期限までの間に制度の要件を満たしていることについての「経済産業大臣の承認」を受けます。
- ③猶予期間中は、継続適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「継続届出書」を申告期限後5年間は毎年、5年経過後は3年毎に所轄税務署に提出します。

